

海田町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第 2 1 号

海田町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則の一部を改正する規則

海田町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則（平成 3 1 年海田町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「及び第 3 1 4 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 5 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条」に改め、同表備考 6 中「C 5－1」を「C 1 5」に改め、同表備考 7 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表備考 6 及び備考 7 の改正規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。